

## 広報いたこ広告掲載に関する基準

### (目的)

第1条 この基準は、潮来市有料広告掲載の取扱いに関する要綱第16条の規定に基づき、潮来市（以下「市」という。）が作成する広報いたこへの広告掲載について、必要な事項を定めるものとする。

### (広告掲載の位置)

第2条 広告の掲載位置は、広報いたこの市が指定したページの下段とする。

### (掲載規格)

第3条 掲載する広告は、1 枠が縦4.6cm×横8.5cm とする。なお、1 ページに2 枠掲載する場合は、2 枠を繋げて縦4.6cm×横17.5cm として掲載することができる。

### (掲載期間)

第4条 広告の掲載期間は、1 ヶ月単位とし、最長12ヶ月とする。ただし、年度を超えることはできない。

### (掲載募集枠)

第5条 募集は、最大10枠とする。ただし、市長が必要と認めた場合は、この限りではない。

### (広告掲載料)

第6条 広告掲載料は、1 枠月額10,000円とする。

2 国、地方公共団体及びその外郭団体等が非営利目的で広告を行う場合等、又は市長が特別な理由があると認めるときは、同条1項の料金を減免することができるものとする。

(令和5年基準・追加)

### (広告掲載料の納付)

第7条 広告掲載料の納付は、原則として月毎の前払いとする。ただし、広告の掲載期間が2ヶ月以上にわたる場合は、一括して納付することができる。

(広告内容)

第8条 広告のデザイン及び内容などは、広報いたこのイメージを損なうことのないよう、広告主と調整してから掲載するものとする。

(免責事項)

第9条 市は、広告主が広告掲載に関して損害を生じた場合について、その原因の如何に関わらず賠償する責任を負わないものとする。

(その他)

第10条 この基準に定めるもののほか必要とする事項は、市長が別に定める。

付 則

この基準は、平成18年1月1日から施行する。

この基準は、令和5年4月1日から施行する。